

# 外国公務員贈賄防止指針の改訂について

令和5年10月

経済産業省知的財産政策室

# 指針改訂案の概要

1. 外国公務員贈賄罪に係る法改正事項の反映
2. スモール・ファシリテーション・ペイメント（SFP）に関する記載の修正
3. 法人の責任に関する記載について
  - 海外子会社・支店の従業員による贈賄行為について、親会社（本社）に処罰が及ぶケースの明確化
  - 外国公務員贈賄防止体制の構築に関する記載の充実
4. その他の修正事項

# 指針改訂案の概要

## 1. 外国公務員贈賄罪に係る法改正事項の反映

## 2. スモール・ファシリテーション・ペイメント（SFP）に関する記載の修正

## 3. 法人の責任に関する記載について

- 海外子会社・支店の従業員による贈賄行為について、親会社（本社）に処罰が及ぶケースの明確化
- 外国公務員贈賄防止体制の構築に関する記載の充実

## 4. その他の修正事項

# 1. 外国公務員贈賄罪に係る法改正事項の反映（指針改訂案 p.38-42）

## （１）行為者に対する処罰について

- ①不正競争防止法第21条第4項第4号では、第18条第1項の規定に違反して外国公務員等に対する不正の利益の供与等を行った者については、10年以下の懲役又は3,000万円以下の罰金に処し、又はこれを併科することが規定されている。
- ② 略
- ③公訴時効期間は7年である。ただし、犯人が国外にいる期間は、刑事訴訟法第255条第1項により、時効の進行は停止する。

## （２）法人に対する処罰について

### ①両罰規定

不正競争防止法第22条第1項の規定により、法人の代表者＝又は法人の代理人、使用人、その他の従業者等が当該法人の業務に関し違反行為をした場合には、当該違反行為者自身を処罰するだけでなく、その法人に対しても10億円以下の罰金刑が科される。

## （３）罰則の場所的適用範囲について

### ①～② 略

- ③不正競争防止法第21条第11項の規定により、日本国内に主たる事務所を有する法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者であって、その法人の業務に関し、日本国外において贈賄行為を行った日本国民以外の者も処罰されることとなる。

## 上記修正にあわせて、指針改訂案p.28の記載を修正

※脚注は省略

## （２）語義の解釈

### ①「何人も」について

本罪の対象となる行為の全部又は一部を日本国内で行った場合には、その国籍に関係なく（すなわち、日本人であれ外国人であれ）、本法の適用を受ける。

また、日本人については、日本国外で当該行為を行った場合にも、本法の適用を受ける。

さらに、外国人については、日本国内に主たる事務所を有する法人の従業者であって、当該法人の業務に関して、日本国外で当該行為を行った場合については、本法の適用を受ける。

→【3. 罰則（３）罰則の場所的適用範囲について を参照】

# 指針改訂案の概要

1. 外国公務員贈賄罪に係る法改正事項の反映

2. **スモール・ファシリテーション・ペイメント（SFP）に関する記載の修正**

3. 法人の責任に関する記載について

➤ 海外子会社・支店の従業員による贈賄行為について、親会社（本社）に処罰が及ぶケースの明確化

➤ 外国公務員贈賄防止体制の構築に関する記載の充実

4. その他の修正事項

## 2-1. スモール・ファシリテーション・ペイメント（SFP）に関する勧告

- SFPは、「通常の行政サービスに係る手続の円滑化のための少額の支払い」とされることがあるが、条約において、具体的にどのような支払いであるかの定義規定はおかれていない。

### 条約コメンタリー 9（仮訳）

スモール・ファシリテーション・ペイメントは、第1条1の意味における「**商取引又はその他の不当な利益を得る又は維持する**」ための**支払には相当せず、したがって犯罪とはならない**。そのような支払いは、いくつかの国においては・・・行われているものの、その国以外では一般的に違法である。そのような支払いを違法としている国は、・・・それを国内で犯罪化しても、実際の又は効果的な補足手段とは思われない。

### 2009年 OECD理事会勧告（仮訳）

特に、持続可能な経済開発および法の支配に対するスモール・ファシリテーション・ペイメントの腐食的影響（corrosive effect）に鑑み、加盟国は以下を行うべきである。

- ・・・**スモール・ファシリテーション・ペイメントに関する政策とアプローチを定期的に見直す**。
- 企業の内部統制、倫理及びコンプライアンスに係るプログラム又は措置において、・・・**スモール・ファシリテーション・ペイメントの活用を禁止又は防止するよう企業に奨励する**。

### 第4期審査（2019年） 勧告5（仮訳）

スモール・ファシリテーション・ペイメントに関して、贈賄作業部会は日本に対して以下を勧告する。

- （1）**条約のコメンタリー 9と整合するようスモール・ファシリテーション・ペイメントの定義と範囲を明確にすること**、
- （2）企業に対して、それぞれの内部統制、倫理及びコンプライアンスに係るプログラム及び措置においてそうした支払いを禁止するよう奨励すること。

※第4期審査時（2019年）の指針（平成29年改訂版）において、SFPに関する記載はない。

## 2-2. 現行指針のSFPに関する記載に対するOECD贈賄作業部会の評価

- 勧告5を踏まえ改訂した現行指針におけるSFPの記載について、OECD贈賄作業部会は、勧告5を「履行していない」と評価。
  - 指針において、**SFPは「不正利益目的の支払」を含み得る**旨記載されていることから、OECD贈賄作業部会は、当該記載が条約のコメンタリー9と整合していない、と判断したと考えられる。

### 現行指針（p.13-14）の整理

#### <SFPの定義について>

**スモール・ファシリテーション・ペイメントについては一義的な定義があるものではないが**、例えば、通常の行政サービスに係る手続の円滑化のための少額の支払いとされることがある。当該スモール・ファシリテーション・ペイメントが不正競争防止法に違反するか否かについては、「**営業上の不正の利益を得る**」目的の有無によって判断される。

#### <社内規程における取扱について>

スモール・ファシリテーション・ペイメント（Small Facilitation Payments: SFP）は、**そのような支払自体が「営業上の不正の利益を得るため」の利益供与に該当し得ることから**、SFPを原則禁止とする旨社内規定に明記することが望ましい。

### 第4期フォローアップ審査（仮訳）（2021年）

改訂された経済産業省ガイドラインは、**スモール・ファシリテーション・ペイメントを少額の賄賂、すなわち「不正な利益を得る」目的で行われる支払と誤って定義**しており、これはスモール・ファシリテーション・ペイメント（条約のコメンタリー9で定義）とは異なり、不正競争防止法の下でカバーされている。この誤った定義に基づき、**日本は企業に対し、スモール・ファシリテーション・ペイメントの支払いを止めることを促すのではなく、少額の賄賂の支払いを止めることを促したのである。**

## 2-3. SFPに関する記載の修正（指針改訂案 p.15-16）

- SFPは「営業上の不正の利益を得るため」の利益供与には該当しないと解される旨、記載。
- 一方で、外国公務員贈賄罪に該当するか否かは、SFPであるか否かではなく、「営業上の不正の利益を得るため」の利益供与に該当するか否かで判断がなされる旨、記載。

### (ii) スモール・ファシリテーション・ペイメントの取扱い

スモール・ファシリテーション・ペイメント（Small Facilitation Payments: SFP）<sup>47</sup>については、**2009年に採択されたOECD理事会勧告で指摘されるSFPの「持続可能な経済開発及び法の支配に対する腐食的影響」に鑑みて、そのような支払自体が「営業上の不正の利益を得るため」の利益供与に該当し得ることから、SFPを原則禁止とする旨社内規定に明記することが望ましい**<sup>48</sup>。

47 スモール・ファシリテーション・ペイメントについては一義的な定義があるものではないが、例えば、通常の行政サービスに係る手続の円滑化のための少額の支払いとされることがある。~~当該スモール・ファシリテーション・ペイメントが不正競争防止法に違反するか否かについては、「営業上の不正の利益を得る」目的の有無によって判断される。条約のコメンタリー9において、SFPは、『「商取引又はその他の不正な利益を得る又は維持する」ための支払には相当せず、したがって犯罪とはならない』とされている。当該コメンタリー9の記載に鑑みて、SFPは不正競争防止法第18条に規定される「営業上の不正の利益を得るため」の利益供与には該当せず、不正競争防止法第18条違反とはならないと解され得る。なお、外国公務員等の国の判例法や成文の法令において認められ又は要求されていた利益については、23、24 頁に記載のとおり不正競争防止法第18条違反とはならない。~~

しかしながら、条約及びそのコメンタリーにおいて、SFPが具体的にどのような支払いであるのかは規定されておらず、また、我が国の不正競争防止法においてSFPに関する規定は置かれていない。したがって、SFPに該当するか否かではなく、外国公務員等に対する利益供与が「営業上の不正の利益を得るため」に該当すると裁判所が判断した場合には、不正競争防止法第18条違反となり得る。……

48 略

### 上記修正にあわせて指針改訂案p.31の記載を修正

#### (Ⅲ) その他

○ ~~我が国の不正競争防止法においては、明示的にスモール・ファシリテーション・ペイメント（Small Facilitation Payments: SFP）<sup>81</sup>については、「第2章2.（3）社内規程の策定」を参照されたい。関する除外規定を置いていないことから、外国公務員等への金銭その他の利益の供与は、例え少額であっても、「営業上の不正の利益を得る」目的を有する場合には不正競争防止法違反になる。したがって、いわゆるSFPであるということのみを理由としては処罰を免れることはできない。~~

~~81 スモール・ファシリテーション・ペイメントについては、13 頁の脚注 38 を参照。~~



# 指針改訂案の概要

1. 外国公務員贈賄罪に係る法改正事項の反映

2. スモール・ファシリテーション・ペイメント（SFP）に関する記載の修正

**3. 法人の責任に関する記載について**

➤ 海外子会社・支店の従業員による贈賄行為について、親会社（本社）に  
処罰が及ぶケースの明確化

➤ 外国公務員贈賄防止体制の構築に関する記載の充実

4. その他の修正事項

## 3-1. 法人の責任に関する記載について

### 「外国公務員贈賄罪に係る規律強化に関する報告書」(p.26)

#### (2) 外国公務員贈賄防止指針<sup>18</sup>の記載の充実について

外国公務員贈賄防止指針における法人の責任に関する記載について、以下の意見があった。

- ・ 企業の内部統制の整備のインセンティブとなるような、企業側の無過失が認められるようなケースを例示する記載を盛り込んでいただきたい。
- ・ 海外子会社の従業員には親会社の指揮命令が及ばないこともあるところ、海外子会社の従業員が贈賄したとき、どのような場合に日本の親会社に責任が及ぶかということについて明確化が必要である。また、海外支店・営業所の従業員が贈賄したときについても、どのような場合に日本の本社に責任が及ぶかということについて明確化が必要である。
- ・ 法定刑を引き上げると抑止力を高めることにつながるが、本当に重要なのは、いかに未然に防止するかという点であるので、企業の贈賄防止体制の構築に参考になるよう、指針の充実化が望まれる。

上記の意見を踏まえ、法改正による制度改正だけではなく、外国公務員贈賄防止指針の記載の充実も望まれるところ、合意制度を通じて刑事責任が軽減された事例の記載、及び法人が処罰された事例の記載等について、現行の内容に加えてさらなる拡充が可能か検討していくことが適切である。

今後、企業側の無過失が認められた事例が生じた場合、指針第3章「4.外国公務員贈賄罪の適用事例」に追記予定

# 指針改訂案の概要

1. 外国公務員贈賄罪に係る法改正事項の反映

2. スモール・ファシリテーション・ペイメント（SFP）に関する記載の修正

**3. 法人の責任に関する記載について**

➤ **海外子会社・支店の従業員による贈賄行為について、親会社（本社）に  
処罰が及ぶケースの明確化**

➤ 外国公務員贈賄防止体制の構築に関する記載の充実

4. その他の修正事項

## 3-2. 法人の従業員の範囲について（指針改訂案 p.40-41）

- 法人の従業員の範囲についての項目を新設し、説明を追記。

### （2）法人に対する処罰について

#### ① 両罰規定

不正競争防止法第22条第1項の規定により、法人<sup>89</sup>の代表者＝又は法人の代理人、使用人、その他の従業員等が当該法人の業務に関し違反行為をした場合には、当該違反行為者自身を処罰するだけでなく、その法人に対しても103億円以下の罰金刑<sup>90</sup>が科される<sup>91</sup>。

#### ② 略

#### ③ 法人の「従業員」の範囲

両罰規定における「従業員」とは、直接、間接に事業主の統制、監督を受けて事業に従事している者をいい、契約による雇人でなくとも、事業主の指揮の下でその事業に従事していれば、「従業員」である、とされている<sup>93</sup>。

例えば、海外現地子会社の日本人従業員が外国公務員等に対する不正の利益の供与等を行った場合に、日本の本社に両罰規定が適用されるか否かについては、当該日本人従業員が通常行っている業務への本社の関与の度合い、当該日本人従業員に対する本社の選任・監督の状況などの個別具体的な状況を踏まえて判断される。例えば、当該日本人従業員が実質的には日本の本社の「従業員」と認められ、不正の利益の供与等が日本の本社の業務に関して行われたと認められる場合には、日本の本社に対して両罰規定が適用される可能性があると考えられる。

---

93 大塚仁ほか編「大コンメンタル刑法 第3版 第1巻」144頁、青林書院、2015年

### 3－3．支店と子会社の区別について（指針改訂案 p.42-44）

- 「海外子会社」と「支店」を区別し、本文中において「支店」の記載を削除。
- 「海外子会社」、「支店・営業所」の区別について、脚注99を追加。
- （４）に記載の典型例において、海外子会社や代理店（エージェント）の従業員は、国内本社からの統制、監督を受けていないものとするを、脚注100に記載。

（４）海外子会社＝（支店）＝や代理店（エージェント）を利用した利益の供与について  
貿易や対外投資などの国際的な商取引を行う際に、海外子会社＝（支店）＝や代理店（エージェント）を利用することが多い。  
条約においては、外国公務員贈賄罪について共犯も処罰することが求められていることから、海外子会社＝（支店）＝や代理店（エージェント）の従業員が外国公務員に対する贈賄行為を行った場合、特に国内本社従業員の関与に留意が必要である<sup>98</sup>。  
ここでは、海外子会社＝（支店）＝や代理店（エージェント）の従業員<sup>99</sup>による外国公務員に対する贈賄行為に関し、国内本社従業員が関与している場合の典型例について不正競争防止法の適用関係を整理する<sup>100</sup>。

①海外子会社＝（支店）＝従業員と国内本社従業員との間に共謀が存在し、共謀共同正犯<sup>101</sup>が成立する場合

...

②国内本社従業員が教唆<sup>102</sup>又は幫助<sup>103</sup>し、海外子会社＝（支店）＝従業員が実行行為を行った場合

...

③海外子会社＝（支店）＝の従業員が独自に、あるいは海外子会社＝（支店）＝のみの指示を受けて利益供与を行った場合

...

④海外の代理店（エージェント）を利用して利益の供与を行った場合

...

---

98 略

99 ここでは、海外子会社や代理店（エージェント）は、外国の法令に準拠して設立された法人（外国法人）であるとする。なお、法人格を有しない海外支店・営業所等については、国内本社から独立した業務主体ではなく、単に本社に従属する営業上の物的施設にすぎないため、海外支店・営業所等に勤務する者は、国内本社の従業者であると考えられる。

100 ここでは、海外子会社や代理店（エージェント）の従業員は、国内本社からの統制、監督を受けていないこととする。国内本社からの統制、監督を受けている場合については３．（２）③を参照。

101～103 略

### 3－4．共謀が存在した場合の処罰対象について（指針改訂案 p.43）

- 海外子会社従業員と国内本社従業員との間に共謀が存在し、共謀共同正犯が成立する場合、  
両罰規定により国内本社が処罰され得る旨、追記。

#### ①海外子会社~~（支店）~~従業員と国内本社従業員との間に共謀が存在し、共謀共同正犯<sup>101</sup>が成立する場合

海外子会社~~（支店）~~従業員と国内本社従業員が我が国国内で共謀した場合、共謀の存在も罪となるべき事実の一部であり、かつ、これによって、共同正犯の罪責が認められることから、構成要件の一部の実行地が国内であると言えるため、実際の利益の供与が海外で行われていても、国内犯と考えられる。

したがって、この場合、海外子会社~~（支店）~~従業員と国内本社従業員の双方に外国公務員贈賄罪が適用されると解される。（この場合、外国公務員贈賄罪が適用される海外子会社~~（支店）~~従業員は日本人に限定されない。）。

また、この場合、利益の供与が国内本社の業務に関して行われたと認められる場合、両罰規定により国内本社が処罰され得ると解される。

---

101 共同正犯（刑法第60条）とは、「二人以上の者が共同して犯罪を実行すること」である。また、「数人の者が犯罪を共謀し、その一部の者が犯罪を実行した場合に、実行行為を分担しない者」も正犯として処罰されることがあり、これを共謀共同正犯という。

### 3－5. 教唆・幫助が存在した場合の処罰対象について（指針改訂案 p.43-44）

- 実行行為を行った者が海外子会社の外国人従業員である場合における、教唆・幫助を行った国内本社従業員に対する処罰に関して、脚注104を追加。
- 国内本社従業員が教唆・幫助した場合における、国内本社に対する両罰規定の適用に関して、脚注105を追加。

#### ②国内本社従業員が教唆<sup>102</sup>又は幫助<sup>103</sup>し、海外子会社~~（支店）~~従業員が実行行為を行った場合

正犯の実行行為（利益の供与等）が国外で行われた場合で、その教唆又は幫助が我が国国内で行われたとき、実行行為を行った海外子会社~~（支店）~~の日本人従業員<sup>104</sup>については、教唆、幫助を行った国内本社従業員とともに、外国公務員贈賄罪が適用されると解される<sup>105</sup>。

102 教唆（刑法第61条）とは、「他人をそそのかして犯罪実行の決意を生じさせる行為」である。

103 幫助（刑法第62条）とは、「実行行為以外の方法で正犯に加担する行為」である。

104 国内本社からの統制、監督を受けていない、海外子会社の外国人従業員が実行行為を行った場合について、当該外国人従業員には外国公務員贈賄罪は適用されない。教唆犯、幫助犯については、「正犯について不処罰であっても、犯罪論上犯罪が成立しないためではないと考えるべきであり、教唆犯、幫助犯については刑法が適用され、処罰が可能と解すべきである」、「もっとも、・・・特に正犯の行為が行為地法では犯罪とならないものであるときは、その教唆、幫助を処罰することは実質的にみて妥当性を欠くといわざるを得ず、・・・違法性阻却を認めるべきもののように思われる」（大塚仁ほか編「大コンメンタール刑法 第3版 第1巻」87頁、青林書院、2015年）と指摘されている。

105 共犯行為（教唆・幫助）と両罰規定の適用については、「従業者が正犯の場合のみ両罰規定が適用されるとする見解（美濃部達吉・経済刑法の基礎理論48頁）と教唆犯、幫助犯の場合も含むとする見解（総判刑（17）〔金澤文雄〕）が対立している。「違反行為」の文理解釈としては消極説も考えられるが、刑事法においては、一般に正犯の構成要件を記載することにより、その修正形式である教唆犯、幫助犯をも含ませている場合が多いこと（国外犯規定など）、これらの共犯形態についても、選任・監督の責任が問題となることから、積極に解することが適当と思われる。もっとも、実際上は、このような場合、教唆犯、幫助犯の行為がその属する事業主の業務に関すると認められる場合は余りないであろう。」（大塚仁ほか編「大コンメンタール刑法 第3版 第1巻」147頁、青林書院、2015年）と指摘されている。



# 指針改訂案の概要

1. 外国公務員贈賄罪に係る法改正事項の反映

2. スモール・ファシリテーション・ペイメント（SFP）に関する記載の修正

**3. 法人の責任に関する記載について**

➤ 海外子会社・支店の従業員による贈賄行為について、親会社（本社）に  
処罰が及ぶケースの明確化

➤ **外国公務員贈賄防止体制の構築に関する記載の充実**

4. その他の修正事項



### 3-6. リスクベース・アプローチに関する記載の充実①（指針改訂案 p.8-9）

- リスクベース・アプローチを採用する趣旨を追記。
- 贈賄リスクの特定・評価の重要性とその具体的な手法について追記。

#### ②リスクベース・アプローチ

企業が直面する贈賄リスクの全てに対し、一律の防止体制を構築・運用するのではなく、各事業部門・拠点における贈賄リスクの程度に応じた対策を講じることが効果的である<sup>24</sup>。贈賄リスクが高い事業部門・拠点や業務行為については、高リスク行為に対する承認ルール の 制定・実施、従業員に対する教育活動や内部監査といった対策を重点的に実施してリスク低減を図り、他方、リスクが低い事業部門等については、より簡素化された措置が許容される。

~~※注 例えば、リスクが高くなるにつれ、より上位の者を承認者としたり、教育、監査といった対策を高い頻度で行ったり、幅広い内容で行ったりすることが考えられる。~~

リスクベース・アプローチの実施にあたっては、各企業における事業活動の規模・内容、現地の事業環境、商習慣等の個別の事情を踏まえた贈賄リスクの特定・評価を行う必要がある。例えば以下を実施し、残存する贈賄リスクに対する対策が、既存の防止体制<sup>25</sup>では不十分であると判断されたものに対しては、防止体制の更なる強化や事業内容の変更等を検討する。

- 贈賄リスクの特定にあたっては、進出国の贈収賄罪に関する法令や贈収賄の実態を含め、社内外から十分な情報を収集する。外国の法令や慣習の情報収集を個々の企業が行うことが困難な場合には、各国の事情に詳しい現地の商工会議所を活用することや、進出先国毎に企業が参集して、研究を行い、情報を収集・整理することも考えられる。また、社内での情報収集にあたっては、海外の事業部門・拠点の従業員に対するヒアリングやアンケート調査による情報収集を行うことが考えられる。
- 特定された贈賄リスクの高低の評価にあたっては、各贈賄リスクの顕在化の可能性や顕在化した際の影響度をもとに判断を行う。
- 贈賄リスクの評価結果を適切に記録し、企業の事業活動やビジネス環境の変化、防止体制に対する監査結果等を踏まえて、評価結果を定期的に見直し、防止体制の改善を図る。

24 国際機関・海外当局発行のガイドライン等においても、贈賄リスクの程度に応じた措置をとることを推奨している。国際機関・海外当局発行のガイドラインについては、第4章4.（3）を参照。

25 具体的な防止体制の構築については、次節「2. 企業が目標とすべき防止体制の在り方」を参照。

### 3-7. リスクベース・アプローチに関する記載の充実②（指針改訂案 p.9-10）

- リスクベース・アプローチにおける、贈賄リスクを項目ごとに整理。
  - 子会社における対応やM&Aについては、「③贈賄リスクを踏まえた子会社における対応の必要性」（指針改訂案p.10-11）、「3.子会社の防止体制に対する親会社の支援・指導の在り方」（指針改訂案p.20-24）に記載。
  - 社交行為については、「①社内手続・判断基準」（指針改訂案p.14-15）に記載。
- 第三者を利用した場合、当該第三者を起用した企業に対して刑事罰が科される可能性がある旨、追記。

また、一般的に考慮すべきと考えられる贈賄リスクとしては、以下が考えられる。

#### (i) 進出国

国別の贈賄リスクについては、例えば、世界銀行グループが公表する世界ガバナンス指標（The Worldwide Governance Indicators）や、国際NGOであるトランスパレンシー・インターナショナルが公表する腐敗認識指数（Corruption Perceptions Index）が参考となる。

一般的に、アジア、中東、アフリカ、南米等は贈賄リスクが高いと考えられる。

#### (ii) 事業分野

~~また、事業分野については、その事業の実施に現地政府の多数の許認可を必要とする状況が認められる場合、又は、外国政府や国有企業との取引が多い場合など外国公務員等と密接な関係を生じやすい性格を持つ場合には、一般的に、贈賄リスクが高いものと考えられる。~~

#### (iii) 第三者との関係

~~現地政府からの許認可の取得・受注や国有企業との取引などに関して助言や交渉を行う事業者（エージェント、コンサルタント等）を利用する場合やの起用更新、ジョイントベンチャー、コンソーシアムを組成する場合は、第三者によって贈賄が行われるリスクが生じると考えられる。~~

こうした第三者による贈賄行為であっても、当該第三者を起用した企業に対して刑事罰が科される可能性がある。

# 指針改訂案の概要

1. 外国公務員贈賄罪に係る法改正事項の反映
2. スモール・ファシリテーション・ペイメント（SFP）に関する記載の修正
3. 法人の責任に関する記載について
  - 海外子会社・支店の従業員による贈賄行為について、親会社（本社）に処罰が及ぶケースの明確化
  - 外国公務員贈賄防止体制の構築に関する記載の充実
4. その他の修正事項

# 4－1．その他の修正事項①

## 第1章 指針の背景と目的

| 改訂案 頁 | 修正内容                                                                            |
|-------|---------------------------------------------------------------------------------|
| p.1   | 脚注 2 の情報を更新。                                                                    |
| p.2-3 | 「 1. 指針の背景」について、指針策定後の国際的な動向の記載を削除し、文言を修正。指針策定後の動向については、脚注9（追加）で第 4 章 3.（3）を引用。 |
| p.3   | 脚注10において、2017年に我が国がUNCACを締結した旨、追記。                                              |

## 第2章 企業における外国公務員贈賄防止体制について

| 改訂案 頁   | 修正内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| p.6-7   | 法人処罰の根拠について、p.40と記載を統一し、脚注19を追加。                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| p.7     | <ul style="list-style-type: none"><li>「（3）本指針における内部統制の考え方」において、平成26年会社法改正に関する説明の文言を修正。</li><li>脚注20の情報を更新。</li></ul>                                                                                                                                                                                      |
| p.8     | 経営トップのメッセージを様々な手段で示す旨追記し、脚注23を追加。                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| p.11    | <ul style="list-style-type: none"><li>「③贈賄リスクを踏まえた子会社における対応の必要性」について、法人処罰に関する「※注」の記載を削除し、脚注34を追加（第3章3.(2)及び（4）を引用。）。</li><li>「（5）その他の留意事項」について<ul style="list-style-type: none"><li>防止体制について、単に体制が存在しているというだけでは不十分である旨追記。</li><li>国際機関発行のガイドラインを参考とすべき旨追記し、脚注36を、第4章 3.（3）を引用する記載に修正。</li></ul></li></ul> |
| p.12    | 脚注39を削除。                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| p.13-14 | <ul style="list-style-type: none"><li>「（1）防止体制の基本的内容」の記載について、「（3）社内規程の策定」の修正を反映。</li><li>「（3）社内規程の策定」について、社内規程の策定は「高リスクの業務行為」に必ずしも限定されないため、当該文言を削除。</li></ul>                                                                                                                                             |
| p.14-17 | <ul style="list-style-type: none"><li>「（3）社内規程の策定」について 2 つの観点（「①社内手続・判断基準」、「②人事制度」）で記載を整理。</li></ul>                                                                                                                                                                                                      |
| p.14-16 | <ul style="list-style-type: none"><li>「①社内手続・判断基準」について<ul style="list-style-type: none"><li>リスクベース・アプローチに基づく対応に関する記載を追記。</li><li>3つの観点（（i）社交行為、(ii)スモール・ファシリテーション・ペイメントの取扱い、（iii）エージェント等の第三者の利用）で記載を整理。</li></ul></li></ul>                                                                               |
| p.16-17 | 「②人事制度」について、人事評価において、社内規程を遵守した従業員を積極的に評価する旨、追記。                                                                                                                                                                                                                                                           |

※改訂案の頁数は「変更履歴有版」（資料 5）のもの

## 4－2．その他の修正事項②

### 第2章 企業における外国公務員贈賄防止体制について（続き）

| 改訂案 頁   | 修正内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| p.18    | <ul style="list-style-type: none"><li>「①コンプライアンス担当役員又は社内でコンプライアンス担当を統括するコンプライアンス統括責任者の指名」について、コンプライアンス責任者は、リスク状況の把握に努める旨、追記。</li><li>「②社内相談窓口及び通報窓口の設置等」について<ul style="list-style-type: none"><li>➢ 個別の具体的な事例に基づいて判断が必要な事態の例示として、贈賄の要求を受けた場合、その疑いがある場合、社内で贈賄の指示があった場合を追記。</li><li>➢ 「ヘルプライン」の文言の削除。</li><li>➢ 相談窓口、通報窓口の設置について、日本や他国の法令の要請に留意する必要がある旨追記。</li><li>➢ 「○関係者で十分なコミュニケーションを図る機会を確保すること。」を削除（記載内容が次の項目と重複するため）。</li><li>➢ 「必要に応じ、」の文言を削除。</li></ul></li></ul> |
| p.19    | <ul style="list-style-type: none"><li>「④その他留意事項」について、贈賄行為の動機を形成する要因として、社内プロジェクトの担当者等に遵守困難な納期・締切り等を設定することを追記。</li><li>「（５）社内における教育活動の実施」について<ul style="list-style-type: none"><li>➢ 海外駐在員については、赴任前に事前研修を行うことが望ましい旨、追記。</li><li>➢ 相談窓口や通報窓口の利用についても教育すべき旨、追記。</li></ul></li></ul>                                                                                                                                                                                         |
| p.19-20 | <ul style="list-style-type: none"><li>「(6)監査等」について<ul style="list-style-type: none"><li>➢ リスクベース・アプローチに基づく対応に関する記載を追記。</li><li>➢ 脚注56に、内部監査人協会（IIA）が3ラインモデルを公表している旨、追記。</li><li>➢ 脚注57を追加。</li><li>➢ 「職業的」の文言を追記。</li></ul></li></ul>                                                                                                                                                                                                                                   |
| p.22    | <ul style="list-style-type: none"><li>「（２）M&amp;Aの際における留意点」について、「重点的な」の文言を追記。</li></ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| p.26    | 脚注76を削除。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |

※改訂案の頁数は「変更履歴有版」（資料５）のもの

## 4－3．その他の修正事項③

### 第3章 不正競争防止法における処罰対象範囲について

| 改訂案 頁   | 修正内容                                                                                                                                         |
|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| p.31    | 「（Ⅱ）寄付行為」について、純粋に「よき企業市民」（good corporate citizen）として企業の社会的責任を果たすために非営利団体に対して行なわれる寄付について、名実ともにそのような寄付であると認められる場合には、贈賄行為に該当しない場合もあると考えられる旨、記載。 |
| p.35    | 「※」の記載について、「政党職員」、「条約上外国公務員の定義に含まれないため、」の文言を削除（条約上、「政党職員」の取扱いに関する規定は存在しないことに加え、国によっては「政党職員」として、「外国の政府又は地方公共団体の公務に従事する者」と認められる者も想定されるため。）。    |
| p.38    | 「○不正競争防止法第21条・第22条（抄）」について改正法条文に修正。                                                                                                          |
| p.39    | <ul style="list-style-type: none"><li>条約の義務に関する本文の記載を削除し、脚注85を追加。</li><li>第21条8項に関する記載を削除。</li></ul>                                         |
| p.40    | 条約の義務に関する本文の記載を削除し、脚注91を追加。                                                                                                                  |
| p.41    | 外国法人への両罰規定の適用の有無について、「（２）法人に対する処罰について」の項目に記載し（修正前は、「（３）罰則の場所的適用範囲について」に記載。）、文言を修正。                                                           |
| p.41-42 | 「（３）罰則の場所的適用範囲について」において、属地主義、属人主義について、説明を追記。                                                                                                 |
| p.44    | 「④海外の代理店（エージェント）を利用して利益の供与を行った場合」について、③のケースとも同様であるため、記載を修正。                                                                                  |
| p.44-48 | 外国公務員贈賄罪の適用事例を追記（事例10-12）するとともに、事例全体の記載内容を修正。                                                                                                |

### 第4章 その他関連事項

| 改訂案 頁   | 修正内容                                                                                                                               |
|---------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| p.51    | OECD贈賄作業部会における審査経緯に関する記載の更新・修正。                                                                                                    |
| p.56-59 | <ul style="list-style-type: none"><li>国際的な動向について、情報を更新。</li><li>「（２）OECD多国籍企業行動指針」の項目を削除し、「（３）国際機関・海外当局発行のガイドライン」の項目を追加。</li></ul> |

※改訂案の頁数は「変更履歴有版」（資料５）のもの